令和８年（再イ）第２号

長野県上伊那郡辰野町大字小野960番地１
再生債務者　柴田　　勝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月７日　長野地方裁判所伊那支部

令和８年（再イ）第８号

兵庫県小野市昭和町458番地の38
再生債務者　宮崎　隆司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月７日　　神戸地方裁判所社支部

令和８年（再イ）第３８号

広島市南区稲荷町５番３―902号
再生債務者　太田　博一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月７日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１号

徳島県那賀郡那賀町中山字東内48番地
再生債務者　片山　　宏
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月７日　徳島地方裁判所阿南支部

令和８年（再イ）第３９号

北九州市戸畑区千防２丁目16番７号
再生債務者　竹ノ上信吾
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月７日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第６号

東京都市計画事業愛宕地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画の変更の認可について、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第86条第１項の規定に基づき、下記のとおり公告する。
令和８年８月21日
独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦
記
１　第一種市街地再開発事業の名称
東京都市計画事業愛宕地区第一種市街地再開発事業
２　施行者の名称
独立行政法人都市再生機構
３　事務所の所在地
東京都中央区八重洲一丁目３番７号
４　権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称
東京都港区愛宕一丁目の一部
５　権利変換計画の認可を受けた年月日
令和５年10月12日
６　権利変換計画の変更の認可を受けた年月日
令和８年７月31日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 20 号

中日本高速道路株式会社が令和８年１月30日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)１．⑴⑤ロに基づく特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。
令和８年８月 21 日
中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

１．名神集中工事に伴う料金調整①
⑴　料金の調整を行う自動車
工事に伴う車線規制実施中、迂回を目的として、⑷のイからハに掲げるいずれかの経路を連続して通行するＥＴＣ車。
⑵　料金調整額等
⑴に定める自動車が迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。
⑶　実施期間
令和８年８月22日から令和８年９月12日まで。
⑷　対象経路
次表の(A)、(B)及び(C)に掲げる区間を連続して通行する経路

	(A)	(B)	(C)
イ	第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ＩＣ、近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西ＩＣ又は近畿自動車道名古屋神戸線の飛島ＩＣ	名古屋環状２号線	中央自動車道西宮線の一宮ＩＣ及び愛知県道高速清須一宮線、中央自動車道西宮線の小牧ＩＣ及び愛知県道高速名古屋小牧線又は第一東海自動車道の名古屋ＩＣ
ロ	第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ＩＣ又は東海ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する道路	中央自動車道西宮線の小牧ＩＣ、一宮ＩＣ又は第一東海自動車道の名古屋ＩＣ及び名古屋環状２号線の名古屋ＩＣから高針ＪＣＴまでの間
ハ	近畿自動車道名古屋神戸線の飛島ＩＣ及び名古屋環状２号線の飛島ジャンクション（以下、「ＪＣＴ」という）から名古屋西ＪＣＴまでの間又は近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する道路	中央自動車道西宮線の小牧ＩＣ、一宮ＩＣ又は第一東海自動車道の名古屋ＩＣ及び名古屋環状２号線の名古屋ＩＣから高針ＪＣＴまでの間

⑸　割引相互間の適用関係
１）深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下、「新深夜割引」という。）との重複適用関係
本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。
２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係
各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

２．名神集中工事に伴う料金調整②
⑴　料金の調整を行う自動車
工事に伴う車線規制実施中、一般道への迂回を目的として、⑷に掲げる指定ＩＣ１から流出し、指定ＩＣ２から再流入し、順方向に走行するＥＴＣ車。
⑵　料金調整額等
⑴に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。
⑶　実施期間
令和８年８月22日から令和８年９月12日まで。